

平成23年（ワ）第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

## 原告準備書面 1 1

2013（平成25）年8月28日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

## 第1 事故防止への熱意の欠如

東北地方太平洋沖地震によって発生した福島第一原発事故は、収束に向かうどころから、コントロールを失いながら、海洋へと汚染を拡大させている、というのが現時点（平成25年8月末）の状況である。

その処理も東京電力自身の手には負えず、国が直接介入することまで取り沙汰されている。

原発事故は、この実例が如実に示すように、地域だけでなく、国家的規模の災害となり、さらにその影響は周辺諸国へと拡大していく。自然には、「市」「県」「国家」という人偽的閉鎖空間など存在しないからである。

かような現実を目にしながら、それでも原発を運営しようというのであれば、想定されるすべての事態に現実的に対処しうるか、すべての穴を塞ぐ覚悟が必要である。大袈裟ではなく、地域、国、世界並びに自社の存亡がかかっているのであるから、事故防止にかける最大限の熱意、といったものがなくては、とてもこのような対処は期待できない。

被告は、現時点で、浜岡原子力発電所の再稼働を目指すことを明言しながら、すべての想定からは目を背けたままである。金さえかけて見た目を取り繕えばよい、という安易な発想ばかりで、熱意は到底感じられない。現実的な危機管理、ということについても甘い考えをぬぐい去っていない。このままでは、「想定される」南海・東南海トラフの海溝型巨大地震に、浜岡原子力発電所が耐えられず、福島第一原発事故と同様の事故を起こしかねない。

以下、一見して明らかな点についてのみ、簡略に指摘しておく。

## 第2 3500ガルへの耐震性

### 1 被告の自白

被告は、本件関連仮処分事件（御庁平成24年（ヨ）第141号事件）の

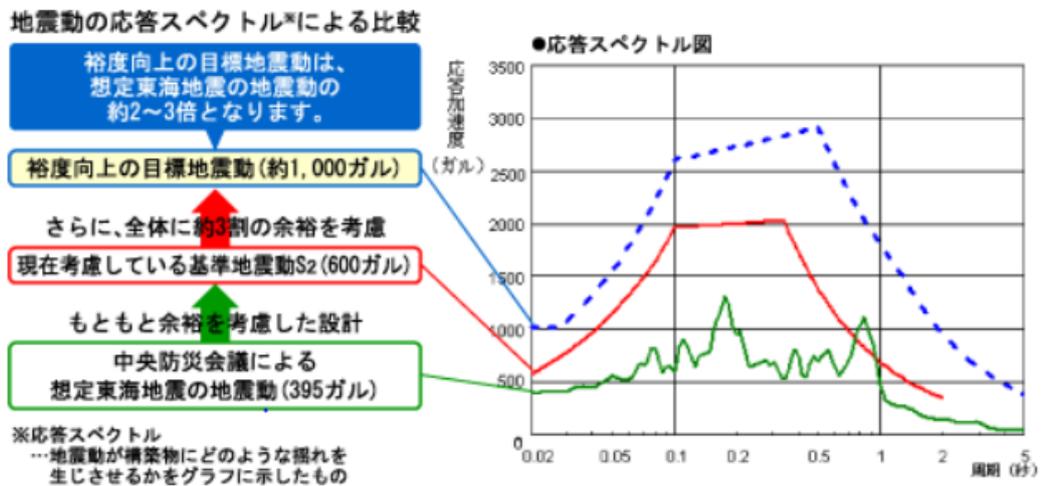
準備書面（1）14頁において、本件原告準備書面5・第4・4（29頁）記載とほぼ同じ主張に対して認否を行っている。この認否によれば、平成13年ないしは平成14年当時の、中央防災会議想定による「興津川上流アスペリティ」直上地域付近での地震動の加速度応答スペクトルで、0.1から0.5秒の周期において、3000から3500ガルとなる部分があること、並びに浜岡原子力発電所の基準地震動 S1, S2 加速度応答スペクトルを上回ることをいずれも認めている。

## 2 アスペリティ配置

アスペリティ（現在の用語では「強震動生成域」とされることが多い）の配置についても、その配置については現在の地震学の知見では事前に特定することができないことについては、被告の認否はやや不明確ではあるが、特に別の主張も行ってはいないことから（前記準備書面（1）・13頁（3））事実上は争いがないものとみられる。

## 3 再稼働のための安全確保における優先順位

被告は、現在、津波に対する安全確保策を優先して進めているが、被告の公開情報によれば、地震動による構造物等の安全確保については、2008（平成20）年を最後（下記工事）に特に耐震補強などはなされていない。



被告 HP に記載された耐震裕度向上工事の結果

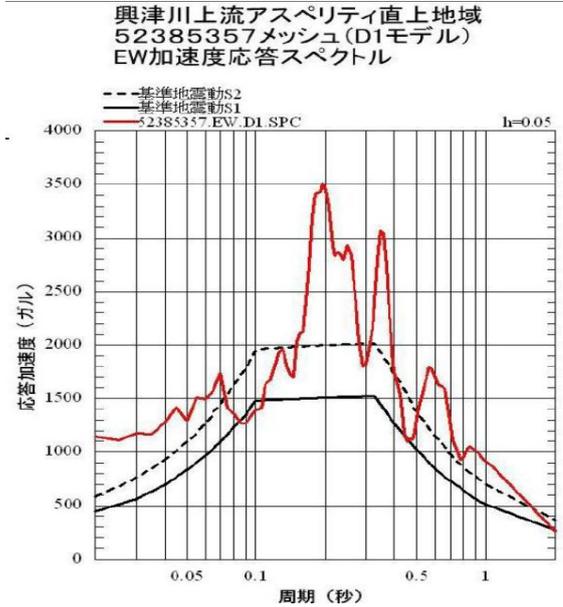
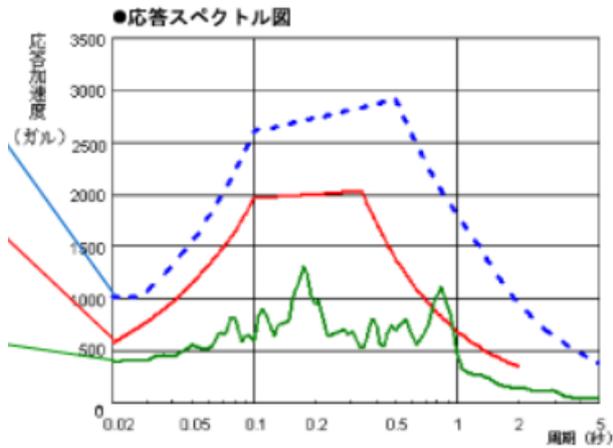
しかし、本来であれば、その発想は逆であろう。近時、米国のサンオノフレ原子力発電所において、蒸気発生器の配管において、放射性物質を含む微量の水が漏れ、運転停止していたところ、運営会社は、「再稼働できるかどうかははっきりしない状態が続くのは、顧客や投資家のほか、長期的な電力需要に対応するためにもよくないと判断」し、廃炉とすることを決定した（甲E40）。

浜岡原子力発電所においても、まずは基本となる耐震設計が、想定される最も大きな地震動に対して耐えられるものであるか否か、その検討が真っ先になされるべきであろう。被告自身が、浜岡原子力発電所についてのHP上で、「東海地震が想定される地域で浜岡原子力発電所を運営している当社としては、最新の知見を反映し、その耐震裕度を向上させていくことが重要であると認識しています」としているとおりである。

#### 4 耐震性の確保は可能か

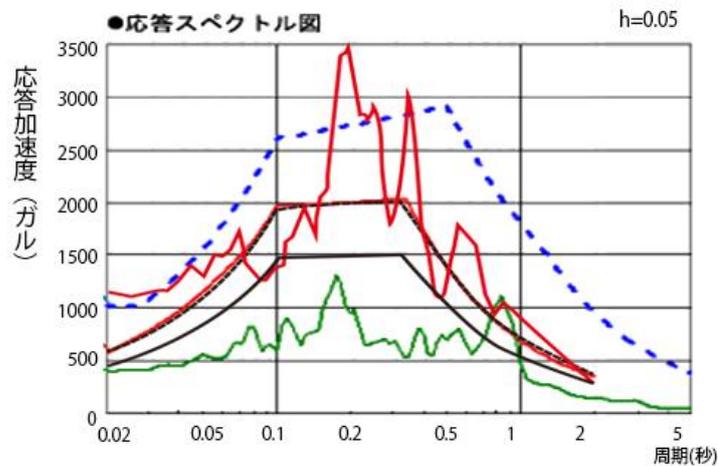
問題は、超巨大地震の発生が予想される場所の南海トラフ海溝型地震の強震動生成域の直上となることも予想される場所に立地してしまっている浜岡原子力発電所において、耐震安全が果たして確保しうるか、という点である。

先に述べた「興津川上流アスペリティ」にしても、既に10年以上前の知見であり、周知のとおり現在の南海トラフ海溝型地震として想定されている地震の規模に比べ遙かに小さい。しかし、浜岡原子力発電所の耐震設計は、その10年以上前の知見による想定すらクリアできていない。



上図左の青点線は被告の耐震裕度向上工事後の目標地震動であり、右が2002（平成14）年当時の中央防災会議想定による「興津川上流アスペリティ」直上地域付近での地震動の加速度応答スペクトルであるが、これによれば、想定される加速度応答スペクトルに対する耐震性が確保できていないのである。

両者を重ね合わせたグラフ（下）



被告が耐震裕度向上工事の実施を公表したのは2005（平成17）年であるため、上記右図の知見は被告にとって既知のものであったと考えられるが、にもかかわらず上記左図の耐震裕度向上しかできなかったという事実は、後付けの補強工事の限界を示すものである。

現在想定される南海トラフにおける海溝型超巨大地震は、2002（平成14）年当時の東海地震を遙かに上回っていることは公知の事実である。

浜岡原子力発電所は直ちに廃炉とされるべきである。

### 第3 防水扉の閉鎖時間

#### 1 被告の回答

被告の平成25年8月22日付「原告ら求釈明申立に対する回答」において、次のとおりの回答を行っている。

##### (1) 扉の閉鎖時間

被告は、原子炉建屋外壁の外側強化扉及び内側水密扉について、「各扉を閉鎖するのに要する時間は数十秒から大きな扉でも数分程度」と回答している。

##### (2) 扉の閉鎖不可に対する回答

被告は、「被告は、防水構造扉（外側強化扉及び水密扉）又は同扉の周囲の壁や床、ドア枠が、地震動や地盤沈下、断層のずれなどにより、崩壊又は変形したために、外側強化扉及び水密扉が閉まらなくなる事態を想定した防護策は講じているか。」という問いに対し、「扉が閉まらなくなった場合を考慮した対策は講じていない」と回答している。

#### 2 被告津波対策の破綻

前項（1）（2）の各回答から、巨額を投じた被告の津波対策なるものが既に破綻していることは明らかである。

まず、閉鎖に要する時間である。

国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の第二次報告によれば、「津波断層モデルにおける津波断層域は、駿河湾域から四国の内陸の直下にまで及んでおり、地震の発生と同時に津波が来襲し始め、次に、トラフ軸近くの超大すべり域で発生した特に大きな津波が押し寄せてくることとなる。

このような特に大きな津波がそれぞれの海岸に襲来するまでに要する時間は、駿河湾の沿岸地域のようにトラフ軸が直ぐ傍にある地域では、地震発生から数分後には5 mを超える津波が襲来する。」（太字・傍線は原告代理人・甲B36・20頁）。

すなわち、浜岡原子力発電所には「数分」で津波が押し寄せる。

また、被告自身、被告防波壁が完成したとしても、想定津波の越流があることを認めている。したがって、被告主張の「大きな扉で数分程度」では、閉鎖が間に合わない場合が当然生じる。

なにより問題なのは、想定される地震動一簡単に表記して「震度7の激震」一であれば、扉や建物躯体、あるいは建物地盤面に变形や崩壊が生じることが当然予想されるところであるが、被告は、「扉が閉まらなくなった場合を考慮した対策は講じていない」。

先に述べた「原発事故防止のための熱意」があれば、この当然なすべき想定や対策を行うであろうが、被告は、「対策は講じてない」の一言である。現実には、対策をなしえないために、「対策を講じてない」のであろうが、まさに「仏作って魂入れず」、実際の大震災には何の役にも立たない扉であることが明白である。

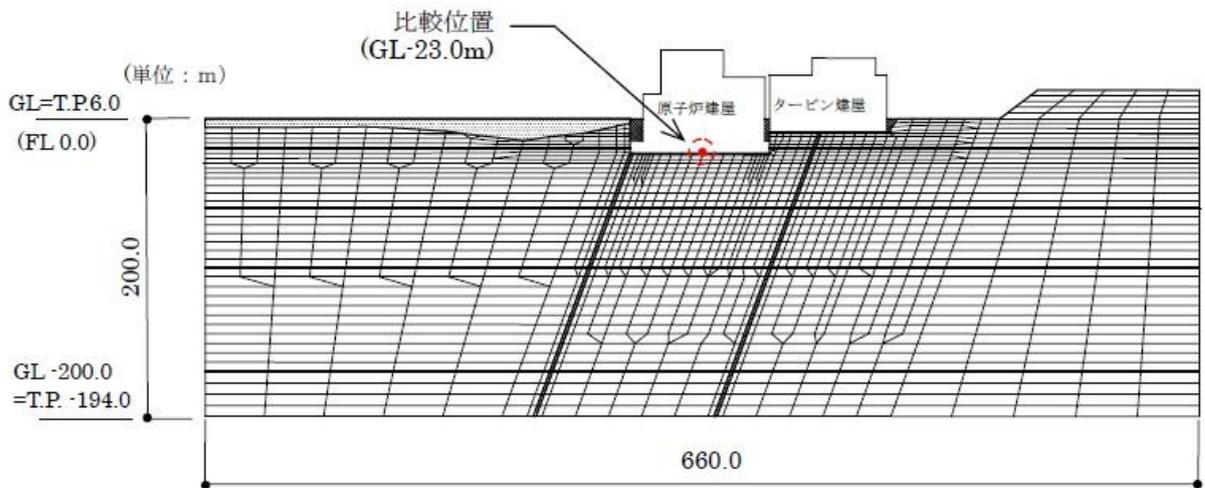
### 3 防水対策破綻の結果

被告は、準備書面（1）・129頁において、「防波壁を越える T.P+20 m の津波を用いた試算結果では、発電所敷地内の浸水深さは最大2ないし最大3m程度（T.P+8ないし9m程度）」としている。

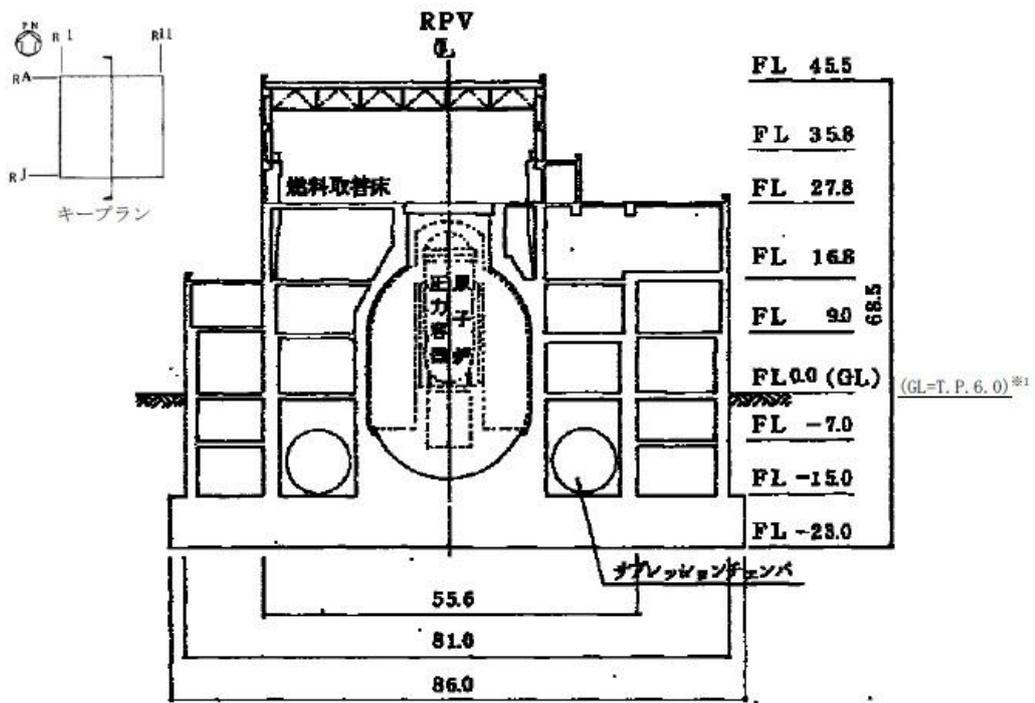
この浸水深さにおいて、防水扉等が閉まらなかったとき、何が起こるであ

ろうか。ここが、福島第一原発と大きく異なるところである。

浜岡原子力発電所は、例えば3号機の場合、原子炉建屋の床面が G.L-15m・T.P-9m となっている半地下構造の建物である。



(地盤安定性評価での解析モデル図)



この建屋に対し、T.P8～9 m の津波が押し寄せ、入り口が閉鎖されていない場合どうなるか。当然あっという間に水没である。原子炉压力容器の約半分は水没するし、当然、少なくとも水没面より下に配置されているサプレッションチェンバー（圧力抑制室）及び配管等は壊滅的な損傷を受けるであろう。福島第一原発事故を遙かに上回り、かつ制御不能な大事故が発生することは容易に想像される。

被告は、その被害想定を明らかにされたい。

以上